

◎ 運送営業及び海商規定等の見直し

【法令名】

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律

【掲載官報】	平成 30 年 5 月 25 日 号外第 111 号 4 ページ
【法令番号】	平成 30 年 5 月 25 日 法律第 29 号
【管轄省庁】	法務省
【施行期日】	公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行 ※附則第 50 条及び第 52 条の規定は、公布の日〔平成 30 年 5 月 25 日〕から施行
【法令のあらまし】	<p>【商法の一部改正関係】</p> <p>1 運送営業</p> <p>(一) 総則</p> <p>この法律における「運送人」、「陸上運送」、「海上運送」及び「航空運送」の意義について定めることとした。</p> <p style="text-align: right;">(第 569 条関係)</p> <p>(二) 物品運送</p> <p>(1) 物品運送契約の定義、危険物に関する通知義務、運送賃、複合運送人の責任、運送人の不法行為責任及び運送人の被用者の不法行為責任に関する規定を設けるとともに、送り状の交付義務、運送人の留置権、運送人の責任、高価品の特則、相次運送人の権利義務、荷受人の権利義務、運送品の供託及び競売並びに運送人の責任の消滅等に関する規定を改めることとした。</p> <p>(第 570 条～572 条、第 573 条第 1 項、第 574 条、第 575 条、第 577 条第 2 項、第 578 条、第 579 条第 4 項、第 581 条第 1 項及び第 2 項、第 582 条、第 583 条、第 584 条第 1 項及び第 3 項、第 585 条、第 587 条並びに第 588 条関係)</p> <p>(2) 貨物引換証に関する規定を削除することとした。(旧第 571 条～旧第 575 条及び旧第 584 条関係)</p> <p>(三) 旅客運送</p> <p>(1) 旅客運送契約の定義及び旅客運送契約における特約禁止に関する規定を設けるとともに、引渡しを受けていない手荷物に関する運送人の責任及び運送人の債権の消滅時効に関する規定を改めることとした。</p>

(第 589 条、第 591 条、第 593 条及び第 594 条関係)

(2) 運送人の損害賠償の額の算定に関する規定を削除することとした。(旧第 590 条第 2 項関係)

2 海商

(一) 船舶

定期傭船契約に関する規定を設けるとともに、船舶の所有及び船舶賃貸借に関する規定を改めることとした。

(第 689 条、第 691 条、第 696 条第 2 項、第 697 条第 4 項、第 699 条第 2 項、第 702 条及び第 704 条～第 707 条関係)

(二) 船長

船長の責任、船長の職務及び船長の権限に関する規定を改めることとした。(第 708 条第 1 項、第 709 条及び第 714 条関係)

(三) 海上物品運送に関する特則

複合運送証券及び海上運送状に関する規定を設けるとともに、個品運送、航海傭船及び船荷証券に関する規定を改めることとした。

(第 737 条、第 739 条、第 741 条第 1 項、第 742 条、第 743 条、第 745 条、第 747 条、第 748 条第 1 項及び第 2 項、第 752 条第 2 項、第 753 条第 1 項及び第 3 項、第 755 条～第 760 条、第 767 条第 1 項、第 769 条及び第 770 条関係)

(四) 海上旅客運送

海上旅客運送に関する規定を削除することとした。(旧第 777 条～旧第 787 条関係)

(五) 船舶の衝突

(1) 船舶所有者間の責任の分担及び船舶の衝突による損害賠償請求権の消滅時効に関する規定を改めるとともに、船舶の衝突に関する規定は、船舶の準衝突について準用することとした。(第 788 条～第 790 条関係)

(2) 船舶の衝突又は準衝突に関する規定は、船舶と非航海船との事故について準用することとした。(第 791 条関係)

(六) 海難救助

(1) 特別補償料に関する規定を設けるとともに、救助料の支払、救助料の額、救助料の割合、救助料の請求の要件、救助料の支払等に係る船長の権限、救助料に係る債権等の消滅時効に関する規定を改めることとした。

(第 792 条、第 793 条、第 795 条、第 797 条、第 801 条、第 803 条、第 805 条及び第 806 条関係)

(2) 海難救助に関する規定は、非航海船又は非航海船内にある積荷その他の物を救助する場合について準用することとした。

(第 807 条関係)

WestlawJapan 法令あらまし

	<p>(七) 共同海損</p> <p>(1) 共同海損の成立、共同海損となる損害又は費用、共同海損の分担額に関する規定を改めることとした。 (第 808 条第 1 項、第 809 条及び第 810 条関係)</p> <p>(2) 準共同海損に関する規定を削除することとした。(旧第 799 条関係)</p> <p>(八) 海上保険</p> <p>(1) 告知義務及び予定保険に関する規定を設けるとともに、保険者の填補責任、契約締結時に交付すべき書面の記載事項、危険の変更、保険者の免責、貨物の損傷等の場合の填補責任に関する規定を改めることとした。 (第 817 条第 1 項、第 820 条、第 821 条及び第 825 条～第 829 条関係)</p> <p>(2) 希望利益保険、保険期間及び委付に関する規定を削除することとした。 (旧第 820 条～旧第 822 条及び旧第 833 条～旧第 841 条関係)</p> <p>(九) 船舶先取特権及び船舶抵当権</p> <p>船舶先取特権の成立及び船舶先取特権の順位に関する規定を改めることとした。(第 842 条及び第 843 条第 1 項関係)</p> <p>3 表記の現代用語化</p> <p>第 2 編第 5 章から第 9 章まで及び第 3 編について、その表記を平仮名・口語体に改め、用語を平易なものに改める等の表記の現代用語化を行うこととした。(第 543 条～第 850 条関係)</p> <p>【国際海上物品運送法の一部改正関係】</p> <p>1 運送人の責任の限度額に関する規定を改めることとした。(第 9 条第 1 項関係)</p> <p>2 船荷証券及び船舶先取特権に関する規定を削除することとした。(旧第 6 条～旧第 10 条及び旧第 19 条関係)</p> <p>【その他】</p> <p>この法律の制定に伴い、所要の経過措置に関する規定を設けるとともに、関係法律について規定の整備をすることとした。 (附則第 2 条～第 52 条関係)</p>
【改正される法令】	<ul style="list-style-type: none">・ 商法（明治 32 年法律第 48 号）・ 国際海上物品運送法（昭和 32 年法律第 172 号）

- ・船舶法（明治 32 年法律第 46 号）
- ・商法施行法（明治 32 年法律第 49 号）
- ・鉄道営業法（明治 33 年法律第 65 号）
- ・農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）
- ・水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）
- ・水先法（昭和 24 年法律第 121 号）
- ・内航海運業法（昭和 27 年法律第 151 号）
- ・独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成 14 年法律第 180 号）
- ・中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）
- ・海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）
- ・地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）
- ・漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）
- ・倉庫業法（昭和 31 年法律第 121 号）
- ・国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）
- ・原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年法律第 147 号）
- ・商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）
- ・印紙税法（昭和 42 年法律第 23 号）
- ・船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和 50 年法律第 94 号）
- ・船舶油濁損害賠償保障法（昭和 50 年法律第 95 号）
- ・森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）
- ・民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）
- ・保険業法（平成 7 年法律第 105 号）
- ・動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号）
- ・農林中央金庫法（平成 13 年法律第 93 号）
- ・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 29 年法律第 45 号）